

【別府市竹細工伝統産会館 採点結果】

(選定団体)

選定基準	審査の項目	配点	合同会社竹細工 伝統産業会館共 同事業体
事業評価			
【A-1】 事業計画書の内容が、市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること(指定手続条例第3条第1号)	(1) 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	56点×5人 =280点	230点
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果		
	(3) 目標指標を達成するための方策やサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
【A-2】 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること(指定手続条例第3条第2号)	(1) 利用者増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	64点×5人 =320点	233点
	(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
【A-3】 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること(指定手続条例第3条第3号)	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	44点×5人 =220点	158点
	(2) 安定的な運営が可能となる組織体制		
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤		
【A-4】 公の施設の設置の目的を効果的に達成するための基準(指定手続条例第3条第4号)	(1) 類似施設の運営実績	36点×5人 =180点	140点
	(2) 地域振興		
	(3) 地球環境に配慮した取組		
	(4) その他提案		
価格評価			
【B-1】 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること(指定手続条例第3条第2項)	施設の管理運営に係る経費の内容	50点×5人 =250点	250点
合 計		1,250点	1,011点

◆ 選定理由

当施設の指定管理者として良好な管理運営を行ってきた実績を有しており、施設の現状や利用者のニーズを踏まえた上で、現在の業務内容を継続しつつ、さらに重点的な取組を定めてサービスの向上を図るという具体的な事業計画となっている。

また、専門性を有する人材の活用とともに、これまで管理業務に従事してきた人材についても能力向上を図ることが計画されている点でも評価ができる。

地域の観光業や教育機関とも連携し、相互に貢献を図ることが計画されており、その実現を大いに期待するが、実施に当たっては、関係者間で議論し、各業界の現状やニーズを十分に把握した上で、実効性のある内容の構築に努められたい。